

(第十八部)

第二回 參議院決算委員會會議錄第二十八号

昭和二十三年七月一日(木曜日)午後
零時十七分開會

本日の會議に付した事件

○商工省官制の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○行政管理局設置法案(内閣提出、衆
議院送付)

○運輸省官制の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○工業技術院設置法案(内閣提出)

○委員長(下條廣君) これより決算
委員會を開きます。

○兼岩傳一君 行政管理局の問題です
が、この二年間の行政調査部の足跡を
見ますと、調査されたものが一向実現
しないのであります。若しも今回又お
役所を作られても、それが日本の官廳
機構の民主化、合理化に役立たないよ
うな官廳であつては、養成し兼ねるの
であります。どうなるでしょうか。

○委員(下條廣君) どうなるでしょうか。
どういふふうに役立つでしょうか。そ
の点を一つ、つまり調査研究としてど
ういふ点が役立つか、調査研究された
結果が具体的に、日本の官廳の民主
化、合理化にどう役立つであろうかと
いふ、この二点を一つ大臣からお伺
いたしたいのであります。

○國務大臣(船田幸三君) 今の兼岩委
員の御質問にお答え申し上げますが、現
在の行政調査部は臨時のものとして、
設置いたされまして、その後國家公務
員法の制定に伴ひまして、人事委員會
なども作られました關係で、最初の機
構が途中で変りましたような事情もあ

りまして、調査、研究、立案というよ
うなものにつきましても、必ずしも理
想的には行えないような状態になつて
おりまして、その後行政整理或いは行
政機構の簡素化というような問題を、
重要な問題として取上げるに至りまし
て、必ずしも行政調査部設置制によら
ずに、閣議決定などによつていろいろ
とそういう方面に關する事務を取扱つ
てくるというふうな、非常に余り合理
的でない行き方、臨時的な行き方をし
て参りましたので、そのために本來の
使命と申しますか、そういうものを達
するに不便があらまして、又一方行政
監察委員會も臨時のものとして設置さ
れておりまして、その活動の期間も実
在というと実際に活動した期間が非常
に少かつたような状態であつたので、
これ亦できるだけのことをいたしまし
ても決して完全にその使命を果した
とまでは言ひきれないやうな状態に
ありまして、こういうやうな臨時
のものでありまして、どうしてもその
機能を十分に發揮するわけには参り
兼ねます状態に陥みまして、この度、今
までの行政調査部と行政監察委員會、
勿論、後者は徹底的に整理をいたす次
第であります。この二つを合した確
定された権限の下に、水統的なものと
することによつてその機能を十分に發
揮したいというふうなことを考へてあ
りまして、その設置法案にもあります
やうに、行政管理局におきましては、
行政機關の機構、定員、或いは運
営の総合調整を行なうとか、その他定

員とか運営に關する調査、企画、立案
ばかりでなく、更に各行政廳に對して
勧告を行なうというやうなことによつ
て、その機能を十分に効果的ならしめ
るやうにしたい、こういうふうな
考へる次第でありまして、はつきりし
た規定の下に十分な機能を發揮して、
いわゆる行政の民主化、或いは行政能
率化のための、それを目的とする行政
機構の簡素化というやうなことに向つ
て進みたい、又進むことができるの
ではないか、こういうふうな考へておる
のであります。

○山下謙信君 前回は簡単に質疑を
いたしたのでございすが、この種官
廳の設置は、現在あります調査部、
又監察委員會、それらを合せて一組織
になさいますので、当然當分の必要
性を思ひますので、大體賛意を表する
に否かでないものであります。一體行
政組織に關します研究を今日ずつと
なさつておいてになりました行政調査
部の御自分の官廳の組織を御立案にな
ります設置法としては、私は多大な
遺憾の思ひを持つております。その
第一番は、名称でございすが、前回
私はこの点を質疑したのであります
が、結局御答弁もさして私の感服いた
しますやうな御答弁もなかつたのであ
ります。私の質疑いたしましたのは、行
政管理局という行政そのものを管理す
るやうな役所の感じがするが如何であ
ろうかと、こういうことを私は言つた
のでございすが、そして行政機構のい
ろいろ立案とか、調査とか、そういう

ことを管理なさるならばよろしい、計し
く申せば行政機構に關する種々な調
査、企画、立案、或いは審査等の管理を
なさる役所である。であります。けれ
ども、それを略して行政管理局となさる
のであります。行政管理局と申しま
すと、いわゆる行政一般を管理する役
所である。こういうふうなしか役所の
名前の解釋ができませんので、極めて
妥當でない感じがするのであります。
そしてこの所掌事項の第二條の分け
方というやうなものも極めて曖昧な点
があります。第二條のときは「行政機
關の機構、定員、及び運営の総合調整」
といふ、総合調整といふことはどうい
う意味を持つておいてになりますか。
この意味によりましては実に重大であ
る。この役所が相當行政機構の拡充に
當りまして、いわゆる審査をなさいま
したり、或いは立案をなさいましま
たり、いろいろ勧告をなさる程度である
ならよろしいとございすが、総合調整
といふことがこの行政管理局で殆んど
決定的な御権限を持つというやうなこ
とになると、私は実に重大である。であ
ります。管理といふことがその
意味におきましてどの程度の範圍を
管理するといふ御意味になるか。固
より行政全般を管理なさるというやうな
お考へは名稱ではないのであります
が、所掌事項に至りましてその点が頗
る曖昧、私は一度念を押して伺つ
て置きます。行政管理局の名稱である
行政管理局とは何ぞやといふことと、
極めて妥當でないように思ひます

が、政府の所見如何、こういうこと
を伺ひます。愚案によりますれば、
これはむしろ行政監察といふものの
を付けたりでなしに大きくお取入れに
なつて、そして行政監察廳となさ
る。そして行政監察に關する調査、
立案、審査、そういうものをこの役所
を通して一應立案するやうな御構想に
なりましてもちつとも差支ない。行政
監察廳を何も付けたりになさらずに
も、その方を大きく浮び上らせて、そ
うして行政監察廳となさるのがいいん
ぢやないか。尚、行政調査廳ならば尚
はつきりしていい、何れにしてもこの
名稱は妥當でないように思ひます。今
の第二條第二号の「総合調整」といふこ
との限界、この範圍、この二点を今一
度入念して置きたいと存じます。

○國務大臣(船田幸三君) 山下委員の
お話は誠に御尤もと考へるのでありま
して、必ずしもこの名稱を非常に完全
なものとは考へていないのでありま
すが、單に行政機構の調査とか企画と
か立案とかいふばかりでなく、それと
関連いたしまして、やはり行政そのもの
に關しましては各種の調査研究その他
を行つことに相成ります。更に決
してこの監察の事務を付けたとして
考へておるわけではないのでありま
して、そういうやうな方面のこともあり
ます。現在まだぼんやりとはあり
ますが、行政管理局におきまして、更
に進んで行政運営全般に關する科学的
な研究とか或いは更に行政運営法とい
うやうなものの性格とかいふやうなも

のも考えなければならぬというより、なにかともございまして、そのために單に行政機構の管理とか監察とかいうだけでなしに、廣い意味の名称を付する方が適當であるというふうに考えたのでありまして、只今御指摘になりました總合調整に關しましては、これは最後の決定はどこまでも内閣が全体として行ななければならぬ。政府が全体として行なうべきものでありまして、行政機構だけで最後の決定をしてしまふというふうなことはございませぬので、政府全体の責任において、政府全体の権限において行なうことは、いまでもないことと御承知を願ひたいと存じます。

○山下義信君 只今の問題は先ずその程度にいたしまして。時間もございませぬから次の機会に譲ることにいたします。先般質疑いたしましたときに、只今持つておいでになります臨時行政審議會もこれは任務が終了しまして、おやめになるということとございまして、この行政機構で行政全般の御研究をなさるとしまして、初めは大蔵省から出身の人が入り、商工省のこともよく存じておる人が入り、通信省関係のこともよく存じておる人が入り、いろいろなことでありまして、この行政機構に属する職員の人達で御研究もできまして、段々この専属の職員になつて来ますと、皆日が経ちますと元の大蔵省におつたからと言つて大蔵省のことはよく分らんと、いろいろなことになつて参りますと、行政全般の御調査をなさるには、所屬の職員だけでは足りない、それは御調査になりまして研究会と言いますか、審査

会のようなものを、今までのようなら物を並べたような、ああいう審議會でなしに、實際の突如として、各省の機構の調査研究をなさるのには、どうせ各省の相當にエキスパートを集めて、このいろいろ研究会のようなものをお持ちにならなければならぬと私は考えます。そうしなければ行政機構の所屬の職員の方だけでは世間が狭くなるのではないかと考えますので、そういうような協議機構でもこの行政機構におききになりますお考えがあるのかないのか、運営のことになります。御所信の程を承つて置きたいと思ひます。それから今一点は行政監察をなさるのに、今までは委員会の制度で中央委員会なり、或いは各省の委員会があつて、これは時間がございませぬから、意思は省略いたしますが、おの／＼自分の省のいわゆる高等官か首長部が自分の省の行政の監察をするなんというものは、まるで自分の手で自分の手を調べるようなもので、その組織には噴飯を禁じ得なかつたものでございまして、そのまゝをやるのだというふうな前回の御答弁でありましたので、眞に行政監察を徹底的に今回の行政機構でやつて行こうというお考えがあるならば、専任の行政監察員というふうな者でも、この皆他の方は経済警察であるならば経済警察官、いろいろ／＼そういうふうな調査をいたします調査官をお置きになりますようございしますが、そういう専任の相當な職員をお置きになります、会計検査官がそれ／＼、会計検査をいたしますように、行政調査の専任の監察員というふうな者をお置きになります、この活動をなさいます

んと説きが利かないと私は考える、眞にその目的が達し得ないと思ひます。に、只今のような委員会の程度で、その事務をただここで扱うというふうな程度では徹底いたさないと考えるのでございしますが、運営の方面におきましては、御所信を念のために承つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(船田幸三君) 只今の山下委員の御質問の中の最初の、各行政機構との連絡、或いは行政全般に關する研究というふうなことに關しましては、實例を以て申し上げますと、實を言へば行政機構改革審議會は一週間に一度しか審議會そのものが開かれませんが、行政調査部において、現在行政調査部が中心となつて幹事会を開いておられます、それには各省からの、各行政機構からの然るべき係官が集りまして、密接な連絡を取つて幹事会の案を作成して、それを審議會で更に検討するといふようなことをやつておられます、十分できるだけの連絡は取つておりますので、例えはさういふような機構を更に確立いたしました、各行政機構との十分な連絡を取つて行かなければならぬと思ひます、又行くことができないといふふうに考へておるのであります、その外に、できまゝならば、將來予算の許す限度におきましてではあります、一種の行政研究所のようなものを設けることが適當ではないかといふ考へておられます、目下その案を練つております、同時にこの日本經營科學協會とか、或いは日本事務能率協會といふようなものとも十分に連絡を取つて行きたいといふ方針でおる次第で

あります。又監察員の制度につきましては、御指摘の通りのことを考へておるのであります、現在の状態におきまして、できるだけ機構を簡潔なものにして出発して行きたいといふふうに考へましたので、委員といたしましては、民間側の委員を置きまして、相當密接な連絡を取つて、十分な機能を發揮するように努めて行きたい、こ

ういふふうに考へております。

○兼岩傳一君 二つお尋ねいたしました。一つは定員、現在調査部が専任の定員何名お持ちであり、新しい課長が何名になるかという点、一つ、それからもう一つ、構造、構成、第二は構成です。つまり行政機構全体を民主的に、合理的に行こうとする官廳であつたならば、自分自身が先ず民主的であり、合理的でなければいけないと思ひます。果して大臣はこの管理職に對してどういふ点が民主的であり、合理的であるか、この民主的であり、合理的であるという二つの証明が願ひたい。從來さういふ長い日本の官廳機構、特に中央官廳の弊風として、こゝいつた行政機構などを実際の専門家、或いは勤務職員の意見を聞くといふこととでなしに、秘密的に、これは他の仕事であるとか、秘密であるとか、秘と云ふやうなもので抱え込んで、こそこそと一部の法律官僚がいじくり廻しておる。さういふことをこの官廳でもう一遍繰返して行かれるやうなものならば、さういふものは我々は必要と考へない。従つて私は具体的に二つ、第一点、つまりこの構成において、どこが合理的であり、どういふ方法によつてさういふ秘密的なところ、特権官僚

的な運営方法をやめて、技術者、或いは専門家、勤務職員等、いわゆるエキスパート、先程山下議員の言われたエキスパートの意向を十分に反映するといふやうなさういふ民主的な合理的な機構をどういふ点においてとつておられるか、はつきり具体的に、簡単にいいから具体的に、はつきり一つ御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(船田幸三君) お答え申し上げます。現在の行政調査部では、一級官一名、二級官九名、三級官が二十二名、それから中央行政監察委員会におきましては、一級官一人、専任の二級官が二人、それから三級官が四人といふやうなもので形成しておつたのであります。今度の行政機構におきましては、次長を置きまして、それから管理部長、監察部長、各部に三課四課を置きたいといふふうに考へております。一級官三名、二級官十八名、三級官三十名、その外臨時の職員などを合せまして、全体で百二名といふ、できるだけ少ない人数のものを立案いたしておるのであります、それから只今のお言葉の中にありました秘密主義或いは官僚主義といふやうなことを打破するためには、できるだけ工夫を凝らして参るつもりであります、更に一種の行政公開とでも申します、廣く行政に關することを國民全般に知つて貰ふために、例へば行政官廳の運営状況、その他も入れました各種の監督とか、協議内容その他を含めたものを年報とか月報とかいふ、これも勿論經費の關係もありまゝするの、現在のところでは年報といふやうなところしか確かなのではない、か

になりまし研究会と言いますか、審査

になりまして、この活動をなさいます

つて行きたいという方針である次第で

てそういう秘密的なところ、特権官僚

なことしか聞かできないのでないか

と考えますが、そういうものを発行するとか、或いは先程申し上げましたような、監察に關しましては、監察部におきましては、委員として民間側の委員二十名を委嘱するといふような計画を立てまして、能う限り民主的な運営方法を講じて行くという方針であります。

○兼岩傳一君 今の大臣の報告によりますと、三十九名、現在二級官二名のものが今後三名になる、二級官十一名のものが十八名になる、三級官二十六名のものが三十名、その他を入れて百二名、現在三十九名のものが百二名、約二倍半に殖える、臨時のものが恒常的なものになつて、且つ二倍半に殖える、然るにその内容の運営は具体的に民主的、或いは合理的に持つて来るというより具体的な案を一向にお持ちにならない。いたずらに官廳が又殖えるというふうでは、果して實際の効果を待つかどうか非常に疑わしいのであります。そこで僕の質問に對して答弁のヒントがひとつ合つていないのであります。つまり我々は先進國に学ばなければならぬから、先進國の米英、フランス、ソ連等々の行政機構を一方において、國家として腰を落著けて勉強して貰うこと、これは無論必要なことなんで、そういうことは結構だ、併しその機動的な輸入的な研究のことの外に、官廳それ自身の、つまりその中で働いておる、一生をかけて働いている専門家、技術者、その他のエキスパート及びその中で一生働く職員が働きたいという組織でなければいけない、そういうエキスパート及び勤務職員をどう

して反映させる具体案をお持ちになるかという点と、それから所詮官廳は國民のための官廳でなければならぬが、一体その國民の意思をどうして反映させる、意向をどうして官廳の民主化、合理化に使用しようとするその具体的措置があるか。この一点に對してどうも答弁が不十分であつたように思ひます。つまり、大学教授その他学識経験者等々の脳髓を使われるといふことは、むしろ第一の、先進國その他に學ぶといふ程度であつて、これは、ものほんの一面であり、もつと重要なことは、その中で働く人達の希望をどういふふうにして取入れ、又國民のこれに對する批判なり欲求をどういふふうに取り入れるか、我々は日本の官廳を日本的に合理化し、民主化するといふことが問題であり、その具体的日本の官廳の民主化、合理化といふことに備へることのないような漠然たる官廳ならば、私は作る必要はないと考えておりますが、その一点をもう一遍承りた

○國務大臣(船田幸二君) 先程私の答弁の中で言葉が足りませんでしたして誤解を招いたところがあります。三十数名が百二名になるというのではあります。現在でも一級二級三級を合せたところだけで計算して現在三十二名になつておるわけなんです。三級官までの計算でやりますと五十一名になるわけでありまして、後の職員とか事務補助員などを合せて百二名になると申上げたわけでありまして、現在も三十名の外にそういう者もおりますので、二倍半というより増加になる

わけでは決してございせん、殊に監察に關しましては地方の監察委員會その他をつかり整理いたしまして、できるだけ簡素なものにいたす予定で立案いたしたわけでございまして、それから御指摘の、官廳の組織或いは運営方法などにつきましては、今申上げましたような非常に簡単な組織、簡単な機構といたしますと共に、他方におきまして各方面からの顧問とでもいふべきものを委嘱いたす、或いは監察委員を委嘱いたしますが、これは必ずしも外國の行政その他、おつしやるような研究ばかりでなしに、常に國民全体の、民間側と申しますか、その意見を反映せしめ、行政管理の運営の上十分に反映せしめるといふ趣旨で立てた案でありまして、こういうような方法によりまして能う限りの民主的な或いは合理的な運営はできるものと考えておるのであります。

○兼岩傳一君 どうも、その御答弁は全く第二の観点で、満足できませんのであります。一體あなたはこの官廳の民主化、合理化の立案をするし、これを實現して行く官廳をこれから運営して行くのに、どのような力を使つてやつて行くといふことも考えないで、單なる一片の脳髓に頼つてあなたがやつて行くこととされるならば、私はこの官廳は殆んどただプリントを派山持えるといふことに歸着すると私は思ふのです。つまり國民、専門家、勤務者の圧力といふものをこの官廳に取入れて行くといふことにおいて、初めて民主化が行われ且つ合理的な日本の官廳機構になつて行くので、だから、もう少し具体的に聞けば、あなたはこの官

廳を今後運営するのには、一部の官廳の幹部級ですね、そういうものだけをちよいと顧問とかその他の恰好で、お座りな委員会や運営をして行くといふような旧態依然たるやり方で、この官廳を運営して行かれるように聞いたのですが、私はそういうよりなやり方ではなくて、各官廳の中で本當に働いてゐる人達の中から、最も信頼のある、例えば文化團體とか職員組合とか労働組合とかいふようなものから選挙によつて推挙される、力もあり信頼もあり、その中で何十年働いて本當に從來の官廳機構の欠点を知つてゐる人達と取組んで立案をするといふだけの民主的な機構の運営の観点があるかといふ一点と、それから官廳内部に在るエキスパートや勤務者、職員だけでなく、國民の、官廳に對する批判、幾千万の勤勞國民の、官廳に對する合理的、民主的な欲求をどういふ形で、受入れられようとする組織が、あなたの方の提案されてゐるこの官廳の中に盛られておるか。この二点を簡単に、明瞭に回答願ひたい。

○國務大臣(船田幸二君) 決してお言葉のようにお座りの顧問とか委員とかいふものを作るような計画を申上げたつもりでもありません。この点十分に各方面のエキスパートと申しますか、そういうものを集める工夫は、これは組織そのものといふよりも、運営の方で考慮して行かなければならぬと考えるのであります。それと共に國民全体の行政官廳に對する各種の意思といふようなものを反映せしめるといふ方法につきましては私は私といたしましては國會と密接な関連を以て、國

會議の方々と当行政管理廳との合體いたしましたような、これは機構として、行政管理廳の機構そのものとして設けるわけには参りませんが、これも亦國會と密接な連絡を取り得る運営をすることが、こういうような機構を立てましてできると思へるのであります。そういう方面において十分連絡が取れると考へておりました、機構そのものとしては、こういうような案を立てた次第であります。

○兼岩傳一君 もうこれで僕の質問は打ち切りますが、そうすると各官廳の内部に働いてゐる課長とか部長とか局長とかいふ一部の上層の人でなくて、中堅或いは大衆、エキスパート、技術者、その他勤務職員等々の、官廳に對する改革案を具体的に受入れるといふ構想をあなたは考へられるのですか、考へられないのですか。

○國務大臣(船田幸二君) 勿論考へておりました。それをこの機構において現わすことはできませんので、運営の方でそういう方針で運営して行くといふ考へ方でありまして。

○兼岩傳一君 どのようなふうにとどの程度まで具体的にそれを考へておられるか。例えば委員会というよりな恰好ですか。職員の中にそういう人を採用するといふ形ですか。それともそういうような、まだ具体的なことは考へておられない、まだそういう希望を漠然と持つておられるだけですか。

○國務大臣(船田幸二君) 現在におきまして、先程申し上げましたような行政機構改革審議会の幹事会などにおきましては、あらゆる方面からのエキスパートといふものの連絡會議をいたし

ておりました、このような機構を拡充いたして参りますれば、十分にそのう各省の何と申しますか、役目で、お言葉のような部長や課長でなくして、更に十分に熱心にこれについての見識を持つてお入達を探し出すこともできますし、その人達の意見を十分に反映することができるよう、一種の現在の会議を拡充して参りますれば、又丁度で現在におきまして、例えは行政監察委員の方でも民間側などの意見が十分に反映するよう、これはごく期間が短かつたので例は少いのでありますが、十分そういう例も持つてお入達です、そういう委員の会合、これは必ずしも制度として委員会とか、そういうものにするわけには参りませんが、そういう会議を作り、又その会議から個々の問題につきまして、会議以外におきまして連絡を取るといふようなことで、現在まで行なつておりました経験に基きまして、今おつしやるような方法が講ぜられるというふうに考えておりますし、又講ぜられなければ意味をなさないと、いうふうに考えてお入次第であります。

○深川タマエ君 新たに生れようとしてお入行政管理のお仕事となさいまして、行政制度一般に関する基本的事項の企画とか、それから行政機関の行政状況の監督、いろいろいすれの仕事を負わして、女性の性格と、それから過去の特殊の職能を通して持つております特殊の専門的な知識と申しますか、経験と申しますか、これを採用なさらないと、十分に所期の目的を達成できない部分が多いと存じますが、こ

このお役人に相当沢山高級の方の役目に女性を採用なさる御意思がございましょうか。むしろこれをお願いしたいのでございます。

○國務大臣(船田亨二君) 例といたしましては、すでに行政監察委員として、いろいろ女性の方にも現在までにすでに御面倒をお願いしておる例もありませんので、お言葉のようなことにつきまして、十分考慮いたしたいと存じますが、具体的にどういふ所にどれだけの女性の官吏を採用することができ、か、というふうなことにございまして、十分に考慮いたしたいと存じます。

○小野哲君 議事進行について、質疑を打切られることの動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員長(下條康重君) それでは質疑を打切つて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(下條康重君) 質疑は終了しました。討論に入ります。

○中川幸平君 行政機構の簡素化並びに運営の改善が叫ばれると同時に、人員の整理が叫ばれておるとは、今更に申上げるまでもないことでありまして、従つて行政機関の拡充、或いは新設につきましては、慎重にこれを考慮せんければならぬ問題であります。それがためにこの行政管理の設置を私共は大なる期待を持つものであるのであります。併しながら先般来山下委員から申されたこと、この官廳に何らの権力がない、或いは圧力がないということでは、この管理の設置の意義を失うものであると存じます。

固より國務大臣が總裁になられますが、それではまだ心細いのでありまして、私はこれらの所掌事務を強力に遂行するために、總裁ある審議會を設けることを希望いたしておるのであります。さういふ点から本法案の修正意見も出した、氣持もあつたのであります。が、政府委員の御説明によりますと、それらの点もそれ／＼お考えになつておるようであります。従つて私は民主自由黨を代表いたしまして、本法案に賛成いたす者であります。

○竹中七郎君 私は本法案に對しまして一言申上げます。本法案は我が國の行政の部面におきまして、戦時中からい

ろい個みがありましてその解決の一步前進である、かように考える。いわゆる経済方面においては総合的に安本、或いは人事方面においては人事委員会、それから行政その他の監察におきまして今までの調査部ができており、会計その他において会計検査院がこれをやります。この四本建ての機構が、各國務大臣によつて國務でやることとが本當でありますけれども、その足がない。そういうわけでは／＼の機關ができて参つたのでありまして、これが本當に活動して頂くときにおきまして、現在の日本の行政の簡素化或いは能率化、スピード化、その他の官吏の生活内容が向上いたしまして、本當に公僕としての官吏の向上があるのじやないかと思ふのであります。併し今までの実績を見ますと、おきまして、甚だ隔靴搔痒の感があるのではありません、この点特にこの行政監察ができたときにおきましては、この長官たる方が最も決心を持

たれまして、いわゆる整理その他に對する不合理なる二割減とか、或いは二割五分減というふうではなく、この官廳は二割、この官廳は三割、そういうような整理を考えられ、その研究を實行して貰いたい。かような希望を持ちます。

○太田敏兄君 最近新しい官廳が附を接して殖えておるのが現状であります。ところが、日本の官吏は能率の悪い關係であります、數的に非常に多過ぎると思ふのであります。米國あたりでは、局とか課とか申しても、これに包含される人員は非常に少いようでありました。この調子で行きますと、私は日本は／＼の意味において官吏亡國になると思ふのであります。そこで私は事務合理化の立場から官廳の部門が殖えるのはよろしいが、他面におきまして事務の能率化によりまして、人員を増やさないということが望ましいと思ふのであります。今度できます行政管理におきまして、極力努力せられんことを強調いたしまして、本法案に賛成いたす次第であります。

○兼岩一君 私は／＼いう日本の行政機構を民主化し、合理化し、恒常化する、このことには賛成であります。が、今までの行政調査部の運営の実績及び先程からの、政府委員の説明の程度、官廳を作るために、わざ／＼定員を増加するといふことが、果していいのか悪いのか、非常な疑問を持ちます。従つて根本的な意味で、恒常的な行政調査機関を作ることは賛成であります。が、今の政府委員の説明の程度

のものであるならば、私これを定員を増加し、新たな廳として作る程の値打ちがないという意味で、もう少しこれを練つて、第三回國會においてこれを作つても遅くないのだというふうな考えを持つております。

○委員長(下條康重君) 外に御発言なければ、討論を終つたことにいたしてよろしくございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(下條康重君) 討論を終りました。採決いたします。行政管理設置法案に對しまして御賛成の方の挙手を願います。

〔挙手者多数〕
○委員長(下條康重君) 挙手者過半数と認めます。よつて本法案は可決せられました。報告書に御署名をお願いいたします。尙委員長の報告は適宜お委せをお願いいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〔多数意見者署名〕
○委員長(下條康重君) それでは一應この委員会を閉じまして、午後一時半から再開いたします。その間休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後二時五分開會

○理事 伊達源一(郎君) 只今より午前引続き決算委員会を再開いたします。運輸省官制の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員より提案理由の御説明をお願いします。

○政府委員(植竹春彦君) 只今より運輸省官制の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げます。この度、政府におきましては、國家

さらなると、十分に所期の目的を達成できない部分が多いと存じますが、この度、政府におきましては、國家

行政組織法の施行が延期になりました

関係から、この國家行政組織法の施行に伴う機構改革と切離して、この際急を要する國營自動車關係の事務を、陸運監理局から鐵道總局へ移管すること

にいたした大體であります。從來地方にありましては、國有鐵道の經營と國營自動車の經營は、何れも鐵道局において所掌しておりましたが、本省におきましては自動車關係の事務はこれを一括して陸運監理局で所掌しており、ただ自動車の關係というだけの理由で、現業事務である國營自動車の經營を、監督行政を扱う部局である陸運監理局に入れておくことは適當でなく、むしろ國營自動車は業務運営上、國有鐵道と密接な關係があり、會計面におきましても國有鐵道事業特別會計に属し、要員、資材、予算等すべて鐵道總局に負うておるのであります。これを同一個所に集中して、國營自動車の經營を國有鐵道の經營と一体化することが緊要であり、また今後最も考慮を要する企業の獨立採算制の観点からい

たしまして、同會計所屬の鐵道總局に属させることが適當であると考へられるのであります。事務の移管に伴いまして從來の陸運監理局國營自動車部を鐵道總局國營自動車局といたしまして、これが運營の万全を期したいのであります。

以上、この法律案の制定の趣旨及び内容を御説明いたしました。この改正によりまして、國營自動車の運營の合理化を図り、併せて行政と企業との分離の一助といたしたいと存じます。何卒慎重御審議の上、速かに可決あらんことを御願ひ申上げる次第であります。

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止めます。

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになっておりますから、本法案を可決することに賛成された方は順次御署名を願ひます。

○理事 伊達源一(郎君) 大い工商省官制の一部を改正する法律案及び工業技術施設設置法案を議題に供します。先ず政府委員より提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(岡井廉平君) 御承知の通り、政府は工商省設置法の國會提案を撤回いたしましたので、今回別に工商省官制の一部を改正する法律案を提案いたしました。御審議を仰ぐこととした次第でございます。

○理事 伊達源一(郎君) 第一に、鐵鋼増産の緊要性に鑑み、新たに鐵鋼増産を設けることとした点、第二に内外諸般の情勢に鑑み、賠償実施局を賠償実施部として、これを總務局に置くこととした点、第三に、製品品質向上のため、任意検査又は輸出品取締法等の法律に基く検査を行うための検査機關を商工省に設置し得ることとした点がその主要な内容でございます。

○何卒御審議の上速かに御可決あらんことを希望いたします。

次に工業技術施設設置法案の提案理由を説明いたします。

政府は先般、工業技術施設について鋭意検討を進めて來たのであります。この工業技術施設設置法案を國會に提出して御審議を仰ぐ次第であります。

我が國の産業の狀態を見ますに、遺憾ながら欧米の技術に比へて低い技術の設備しか保有していないものが多い状況であり、又産業の基礎をなす資源についても極く貧弱な状態でありまして、敗戦後の我が國經濟の基礎を確立し、將來へ向つての發展を期するためには、この際速かに産業各方面に亘つて生産方式及び生産技術を向上させ、併せて資源の開發利用に努め、品質両面の生産力を強化することが、極めて肝要と考えられるのであります。これがために、鐵工業技術に関する研究機關の總力を發揮すると共に、鐵工業に対する行政に技術を注入し、以て鐵工業技術の改革と緊急課題の解決を速に図ることが大切なのであります。

鑒つて現状を見ますに、試験研究機關は官立たる公立たるを問はず、戦後經濟の變化に伴ひ資金資材の欠乏のため頗る不振の状態にありまして、十分の機能を發揮していない状況であるのは、甚だ遺憾に存せられるのであります。只今申上げたような事情に鑑みまして、政府は鐵工業技術水準の改善向上と、資源の開發利用を急速に推進するため、必要な態勢を整備するの急務を痛感いたしました。茲に工業技術施設を設置することに決定したわけでありまして、即ち、本廳の中に商工省管下に分散しております試験研究機關並びに工業標準化を担当しております部局を統合しまして、これら機關をして十分の機能を發揮せしめるように取計うと共に、公立、私立の試験研究機關との密接な協力態勢を確立し、官民を通ずる試験研究能力を綜合的に發揮させ資金資材の確保、研究資材の整備等、円滑な研究活動のために必要な基

本的條件を整備し、又或いは研究奨励制度の確立、或いは積極的な技術指導の実施等、技術改善に必要な施策を強力に遂行して、商工行政の一環として我が國産業の振興に協力し、以て緊急対策、長期計画両者の遂行に遺憾なからしめんとするものであります。

○何卒御審議の上速かに御可決あらんことを希望いたします。

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

午後二時十分速記中止

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

午後二時二十四分速記開始

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

○理事 伊達源一(郎君) 速記を止め

或いは民間たるを問はず、眞に練達の人を採用される意思があるかどうかというところが一点、もう一点は、その科学技術行政の練達者ではないけれども、科学技術そのものに非常に優秀な技術者、専門家を、官廳、民間たるを問はず、そういう優秀な人を優遇するという決意を持つておるかどうかという、人事行政についての点。

それからこの予算についてお尋ねしたいのでありますが、とかく官廳は庶務細則とかその他條文だけを美言して、内容において非常に貧弱である。予算、つまりその實際の運営において非常に貧弱であり、予算が僅かである。そして政府がこういう組織を持つておるといふだけで、本當に國家のためにならないことをやつておるといふ嫌いが非常に多いのでありますが、この工業技術協会はそういう点において、一條並に三條の目的を達成するに足るだけの十分な予算を持つておられるかどうか。予算を持たないで、ただ美辭麗句による法文及び肩書だけの官吏を並べるといふのが、本當に勿論節約すべきところは節約するのでありますが、科学技術の振興は精神論や言葉ではできないのであります。これは物でありますから、本當に科学技術を振興するに足るだけの予算が必要であります。第二点は、十分な予算を持つて、これを動かすだけの内容を持つてこれを御提出になつておるかどうか。人事の問題と予算の問題と、二つをお尋ねいたします。

○政府委員(駒井隆平君) 只今の榮岩委員からのお尋ねにお答えいたします。

す。兼岩委員のおつしやる人事の点であります。御尤もな御説でありまして、私も爾かく考えております。民間を問はず各階級を研究いたしまして、優秀な技術者、優秀な人達を網羅いたしまして、向上いたしたい、こういう決意をいたしております。

尙予算面でありまして、只今計上いたしておりますのは三億四千五百五十三万円でありまして、尙御例示になりましたように、將來拡充強化して行くという点には、これは私共御共鳴するところであり、おつしやる通りであります。尙この技術の總てを向上するには予算が伴うというところは御尤であります。予算面の拡大いたすように努力いたし、尙人事、すべての点において仰せのような方向に向いたい。こう思っております。

○理事(伊達源一郎君) 外に御質問あります。御質問がなければ、これで質疑を打ち切つて討論に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○理事(伊達源一郎君) それでは討論に移ります。御發言を……

○玉置吉之丞君 この修正を加えられております第六條の協議会の運営につきまして、これは從來こういう機関が設置されても、住々にして有名無実なままに終わるような幾多の例があります。本工業技術協会の運営の上においては、極めて民間の各企業者と緊密なる連絡を取る必要があると考えております。上において、この協議会の運営等については十分慎重な考慮を拂われまして、常に緊密なる連絡を實際の上に

保たれんことを私は希望いたしました。この案に賛成をいたします。

○理事(伊達源一郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

○速記(中止)

○理事(伊達源一郎君) 速記を始めまして、御意見を……

○小野哲君 この工業技術協設置法案は、我が國の工業部門における技術の向上なり、或は發展を期する目的で今同置かれようとするので、その趣旨に賛成したいと思ふのであります。が、これが運営につきましては、どうしても民間との繋がりをも十分に持つ必要があるので、この点に關して修正の意見を持つておりますので、その内容をここに読み上げたいと思ひます。

第四條中「工業技術協進會籌備會」の下に、「工業技術協進會」を加へる。

第五條の次に新たに左の條文を設ける。

(工業技術協進會)
第六條 工業技術協進會(以下本條中協議會といふ)は、左の事項に關して、工業技術協進會長の諮問に基いて、これを審議する。

一、飲業及び工業の科学技術に關する試験研究の進捗に關する事項
二、飲業及び工業に關する生産技術の向上に關する事項
三、試験研究の成果の普及に關する事項

2 協議會は工業技術協進會長の諮問に答へる外、前項各号に掲げる事項に關して、工業技術協進會長に對し、意見を提出することが出来る。

3 協議會は、工業技術協進會長に對し、審議に必要な報告又は資料の提出を請求することが出来る。

4 工業技術協進會長は、協議會の答申又は意見については、これに十分な考慮を拂ふなければならない。

5 協議會は、委員二十人以上以内で、これを組織する。

6 委員は商工大臣の申出により学識経験のある者の中から、内閣がこれを命ずる。

7 協議會に委員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

8 前各項に定めるものの外、協議會の運用について必要な事項は、政令で、これを定める。

第六條以下を一條ずつ繰り下げ。

附則に左の一條を加へる。

第十五條 電気試験所管制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

「電気試験所管制」を「電気通信研究所管制」に改める。

「電気通信研究所」を「電気通信第一條中「電気」を「電気通信」に改める。

以上でございませう。

○理事(伊達源一郎君) 只今小野委員から提案されました修正案について御意見があればお述べ願ひます。

○兼岩一郎君 政府が工業技術協進會議會だけを考へて、こういう民間との關係を考へない原案を出したということが全く理解できぬのであります。かような修正案は非常に結構だと思ひます。私は大賛成なのであります。ただ一つ意見を申述べて、政府の所信を聞いて置きたいと思ふのですが、つ

まり、こういうものをただお役所的に運営されても成功しないと思ふのであります。私自身長い技術者の生活をしてまいりましたが、それはただお役所式にこういうものを運営されても成功しないと思ふのであります。議員の調査、研究、發明、分析、鑑定等について画期的な發明なり努力に對して、いわゆる官廳的形式でなしに、もつと破格にこれを報奨するといふようなことが僕は必要であると思ふのであります。が、そういう條文は見当たらないのであります。が、それに対して若しも政府がその考えを今持つておらないならば、そういうことを將來考へて、次にある機會の委員會に御報告願へたら、外の事務的な官廳並みの職員運用方法でなくて、画期的な發明、発見、及び職員に對して報奨するといふような点を考へられるといふことを希望し、且つそれに対して將來の委員會に對して実行された点の報告があることを要求して、私はこの修正案に賛成し、且つ全体一括して賛成する者であります。

○竹中七郎君 私は小野委員の修正意見を容れまして、本案に賛成する者であります。

○理事(伊達源一郎君) それでは討論終結と認めて、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(伊達源一郎君) それでは採決をいたします。商工省官制の一部を改正する法律案と工業技術協設置法案と、この両案について採決するのであります。最初に小野委員から提案さ

○政府委員(駒井藤平君) 只今の衆議院からのお尋ねにお答えいたします。委員から十分慎重な考慮を拂われまして、常に緊密なる連絡を実際の上に

3 し、意見を提出することができ。協議会は、工業技術廳長官に對ただ一つ意見を申述べて、政府の所信を聞いて置きたいと思ふのですが、つと、この両案について採決するのであります。最初小野委員から提案さ

れた工業技術廳設置法案の修正案に御同意のお方の拳手を願います。

〔議員拳手〕

○理事(伊達源一郎君) 全員御同意と認めます。修正案は可決いたしました。次いで修正を除いた他の分部の採決をいたします。修正を除いた他の分部は政府の原案に御同意のお方の拳手を願います。

〔議員拳手〕

○理事(伊達源一郎君) 全員御同意と認めます。よつて可決いたしました。次いで商工省官制の一部を改正する法律案について原案に御同意のお方の拳手を願います。

〔議員拳手〕

○理事(伊達源一郎君) 全員御同意と認めます。本案は可決いたしました。尙只今採決いたしました両案につきましては、委員長が本會議におきまする報告は、例によつてお委せ願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(伊達源一郎君) 御異議ないと認めます。それから議院に提出する報告書について、多数意見者の署名を附することになっておりますから順次御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

○理事(伊達源一郎君) 御署名漏れはありませんか。それではこれで散会いたします。

午後二時四十九分散会
出席者は左の通り

委員長 下條 康麿君
理事 太田 敏兄君
中川 幸平君

委員

伊達源一郎君
吉川末次郎君
北村 一男君
西山 龜七君
竹中 七郎君
平野善治郎君
深川タヱ君
小野 哲君
駒井 藤平君
山下 義信君
玉置吉之丞君
衆岩 傳一君
山崎 恒君
千田 正君
小川 友三君

國務大臣

船田 享二君

政府委員

商工事務次官 駒井 藤平君
運輸政務次官 植竹 春彦君

説明員

商工事務官 (技術室長) 井上 春成君

六月三十日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、行政管理廳設置法案(第三百十五号)予備審査のための付託は六月二十三日
- 一、造幣局官制の一部を改正する法律案(第四百十二号)予備審査のための付託は六月二十五日
- 一、運輸省官制の一部を改正する法律案(第四百十一号)予備審査のための付託は六月二十六日

昭和二十三年八月十三日印刷

昭和二十三年八月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局